

知事コメント (国地方係争処理委員会の却下決定について)

沖縄県は、平成31年4月22日付けで国地方係争処理委員会に対して、国土交通大臣が4月5日付けで行った裁決を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行ってまいりましたところ、本日開かれた同委員会において、本県の申出を却下するとの決定がなされたとの報告を受けました。

国地方係争処理委員会は、機関委任事務を廃止し、国と地方公共団体の関係に対等・協力の関係に改めた地方分権一括法により、国と地方公共団体の係争について、公正・中立の立場から審査を行うべき機関として創設されました。県としては、このような同委員会の役割に期待し、主張を述べてきたところであります。

しかしながら、本県の主張について実質的な審査がなされることなく、前回同様却下となったことは誠に残念であります。同委員会は、創設当時に期待されていた役割を十分に果たしているのか、疑念をもたざるを得ません。

今後、決定通知書を精査した上で、関与取消訴訟の提起を含め検討し、正式に決定したいと考えております。

今回の決定は、審査請求による裁決が国の関与とはいえないという理由で却下を行ったものであり、県による承認取消し自体の適法性について判断が示されたものではありません。

県としては、県が行った承認取消しは適法に行われた有効なものであり、取り消されるいわれは全くないということ、改めて申し上げます。

私は、過去2回の知事選挙を含む一連の選挙、そして県民投票によって明確に示された普天間飛行場の辺野古移設に反対するとの民意に添い、辺野古新基地建設阻止、そして普天間飛行場の運用停止を含む1日も早い危険性の除去に向けて全身全霊で県民の強い思いに応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年6月17日
沖縄県知事 玉城 デニー